

令和7年度第3(61)回岡山県人権政策審議会 議事概要

○開催概要

- 1 日 時 令和8年1月15日(木) 14:00～15:10
- 2 場 所 ピュアリティまきび
- 3 出席者
 - ◆委員(五十音順、敬称略)／出席委員9名
井芹聖文、大塚祐一、川島聡、近藤理恵、角田みどり、筒井愛知、光延忠彦、森垣源也、薬師寺明子
 - ◆岡山県／出席20名
県民生活部部長、地域福祉課長、子ども家庭課長、指導監査課長、長寿社会課長、障害福祉課長、健康推進課長、疾病感染症対策課長、福祉企画課長、労働雇用政策課長、デジタル推進課長、国際課長、くらし安全安心課総括参事、危機管理課長、人権教育・生徒指導課長、人権・男女共同参画課長、人権・男女共同参画課職員

○議 事

1 開 会

県民生活部部長あいさつ

年頭に当たり、委員の皆様の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げます。委員の皆様には本日は大変お忙しい中、人権政策審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。また、本年度は、本日を含め3回にわたり、答申案の策定につきまして、様々な観点から貴重な御意見・御提言をいただいております、感謝申し上げます。

審議会での意見を反映した、「第6次岡山県人権政策推進指針素案」につきまして、昨年11月から12月にかけて、パブリックコメントを実施しましたところ、2団体・6人から43件の御意見をいただきました。

本日は、このパブリックコメントの御意見も踏まえ、最終の答申案について、御検討をいただきたいと考えております。

県におきましては、当審議会の答申書を踏まえ、3月に「第6次岡山県人権政策推進指針」を決定することとしております。

委員の皆様方には、忌憚のない御意見をいただき、有意義な会議となりますよう、お願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。よろしく願いいたします。

2 議 題

(1) 第6次岡山県人権政策推進指針答申案

(2) 第6次岡山県人権政策推進指針素案に対する意見と審議会の考え方について

～資料に基づき、人権・男女共同参画課長から説明～

(委員)

同和問題（P44～46）において、「差別意識」に関する記述を修正しているがこの意図は何か。

また、「差別意識の」から「その」に修正されている。「その」が指し示すものは「同和問題」だと思うが、「同和問題の解消」と記述されることが表現として適切か。差別は解消されるものであるが、問題や課題は解決されるものであり、この文脈においては「解決」と表現される方が適切である。なお、素案に対する主な意見と考え方においても同様の記述がされていることから、併せて表現の見直しが必要である。

(人権・男女共同参画課長)

同和問題（P44）の「その」については、委員ご指摘のとおり「同和問題」である。国の計画や法律等を踏まえ、「解消」と表現している。

(委員)

国の基本計画（第二次）において、「部落差別（同和問題）の解消」と表現されているが、これはあくまでも部落差別というものは同和問題を指しているという注釈的な扱いであり、部落差別は解消されるものであるが、同和問題は解決しなければならないものと認識している。改めて法律や国の計画を見直し、表現について検討をお願いします。

(委員)

委員指摘のP44の該当部の同段落において、「同和問題は解決」と表現されている箇所もあることから、整合を図る必要があるが、「その」が指し示すものは「差別」ではないのか。

(人権・男女共同参画課)

先ほどの説明のとおり、「同和問題」と認識しているが、表現については、整理させていただく。

(委員)

国の基本計画（第二次）においては、一部人権課題の解消という表現もあるが、「解消」は差別や差別意識、人権侵害の解消という文脈で多く使われている。同様に「解決」については人権課題や問題の解決という文脈で記述されている。障害者差別解消法では差別の解消として「解消」が使われており、用語の通常の使い方に沿った方が無難ではないか。

(委員)

同和問題（P44～46）において、「差別意識」に関する記述を修正しているが意図について再度伺う。

(人権・男女共同参画課)

国の基本計画（第二次）の人権教育・啓発の基本的な在り方について、人権感覚を育むことに加え、各人の日常生活における行動変容につなげることが記述されており、「全ての人々が権利の享有主体であることを認識しつつ行動できるような取組を行う必要がある。」とされている。そのような背景から国の計画においては、「差別意識」という文言が使われる箇所が前回より減っていると国から伺っていることから、答申案においても文言の見直しを行い、現在の表現としている。

(委員)

パブリックコメントでは、「差別意識」という文言自体に疑問を呈している。先ほどの説明では、その疑問に応える形で修正したのではなく、国の計画に伴って修正していると認識した。

(委員)

子ども（P28）において、子どもの意見表明権に関するパブリックコメントを受け修正しているが、「意見を聴かれる権利」という表現にしているのはなぜか。

また、「子どもが参加できるシステムを構築」と記述しているが、何に参加できるのか。

(子ども家庭課)

「意見を聴かれる権利」については、岡山県社会的養育推進計画において使われている表現を引用している。

「子どもが参加できるシステム」については、社会福祉審議会の児童福祉

専門分科会におけるシステムとして、児童相談所の一時保護所や児童養護施設等にいる子どもに対して、第三者（弁護士）が直接子どもたちから意見を聴き、その環境の改善につなげる仕組みである。

（委員）

パブリックコメントで寄せられている声は、すべての子どもが意見表明権を有するというものであり、今の説明では対象となる子どもが狭く、対象とならない子どもの意見はどこで吸い上げるのか明記されていない。

（子ども家庭課）

答申案に記述する内容について、どの子どもを対象とするかではあるが、困難な状況にある子どもを対象として先ほどの説明の内容を答申案に記述している。

（委員）

どのような子どもも意見を表明するということは困難である。子どもは元々弱者であり、大人に対して意見を表明することが難しいという前提があって、そのため子どもの意見表明権が大事であるということが権利条約の中で言われている。各人権課題「子ども」では、子ども全体の立場に立った内容とするべきであり、子どもという存在に対して行政としてどのように考えていくのかという書き方にしないと話が小さくなる。他の人権課題についても同様だ。

（子ども家庭課）

昨年度、県が作成した「岡山いきいき子ども・若者プラン 2025」では、子ども・若者の意見表明の機会の充実と反映について記述しており、施策としては対応しているが、答申案の中でどのように記述するかについては検討させていただく。

（委員）

令和5年にこども基本法が施行され、各自治体が子ども計画を作成しているが、若者に対する支援と子どもの意見表明権を記述することがポイントであり、子どもの意見表明権を體現するような会議を開催するなどの計画を記述している自治体もある。答申案においても、P28の記述を見直したほうがよい。

(委員)

前回審議会で「子ども」と「こども」のどちらの用語を使うか議論になったが、県としては「子ども」と表現することに決まったのか。

また、「・」の使い方についても検討する必要がある。例えば、答申案では「セクシュアル・ハラスメント」としているが、最近では「・」を用いられなくなっており、国の基本計画（第二次）も「セクシュアルハラスメント」と表記されている。また、答申案P1の注釈「ソーシャルネットワーキングサービス」では「・」が用いられていない。その他の用語についても、法律や国の基本計画（第二次）に表現を統一した方がよい。

(人権・男女共同参画課)

「子ども」については、県の条例や計画などで「子ども」を用いていることから、答申案についても同様に「子ども」としている。

また、「・」の使い方については検討させていただく。

(委員)

答申案P63の注釈において、「警察への届出の促進・被害の潜在化を防止」と記述されているが、誤解を与える可能性があるため、「警察への届出を促進し、被害の潜在化を防止」に修正した方がよい。

また、パブリックコメントで寄せられている指針の成果と課題に関する記述について、第1章「1 指針策定の趣旨」や「2 人権をめぐる国内外の取組」、各人権課題の「現状と課題」でそれぞれ記述しているとしているが、改めてこの指針が設けられたことによって、全体的に取組が進んでいる成果が分かりやすく記述されていると、指針が行政の施策に役立っていることが明確化される。指針全体の成果や課題について、第1章のどの部分に記述されているのか。

(人権・男女共同参画課)

指針は、県の人権施策の基本的な考え方や施策の方向を示し、この指針に基づき庁内はもとより、国、市町村や関係機関等と連携・協力し、総合的に人権施策を推進してきたことが成果だと考えている。例えば県施設のユニバーサルデザイン化や各人権課題の相談窓口の開設など、様々な施策に生かされており、主にP5に成果として記述している。

(委員)

第2章で指針の位置付けについて記述しているが、指針を定める目的について記述をすると分かりやすい内容となる。例えば、P2の一段落目6行目「結果などを踏まえて、」の後に目的について記述し、「「第6次岡山県人権政策推進指針（以下「第6次指針」という。）」を策定し、」とつなげてはどうか。

(委員)

高齢者（P37）のバリアフリーの注釈において、「社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」と記述しているが、ここでの趣旨は物理的障壁ではなくあらゆる障壁の除去であり、例示的に「社会的、制度的、心理的」が用いられていることから、「社会的、制度的、心理的その他のあらゆる障壁の除去」と表現した方が一般的でよい。

(人権・男女共同参画課)

検討させていただく。

(委員)

主語が判然としない箇所がある。県、国を主体として記述されているか、あるいは状況の説明や一般的なこととして述べられているのか。主体と客体について明確に分かる内容としていただきたい。

(人権・男女共同参画課)

全体を改めて見直し、検討させていただく。

(委員)

事務局には、本日の審議の御意見を整理いただき、指針答申のとりまとめをお願いします。会長一任について、委員の合意が得られたため、最終的な答申案については事務局と会長で調整を行う。次回の審議会では、行政説明を行う予定とする。本日予定されていた審議は終了とする。

3 閉 会

県民生活部部長あいさつ

本日は、委員の皆様から多くの御意見を頂戴し、有意義な会議となりましたことに、厚くお礼申し上げます。

本日の御意見を踏まえ、今月下旬に近藤会長から伊原木知事に答申してい

ただくこととしております。

委員の皆様には、2年間、当審議会に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございました。今後とも、本県の人権施策の推進につきまして、御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございました。